

保育料等減額・免除のごあんない

家庭の経済的事情などにより、申請に基づき保育料等が減額・免除される場合があります。以下の条件に該当する場合は、お早めに保育認定・調整課入園担当までお問合せください。

1 保育料について

《減額となる場合》

条件	減額内容	必要書類
児童が疾病等のため1か月以上継続して休園したとき (適用期間は2か月、一年度につき1回)	階層区分が2階層相当または保育料額が約5%低くなります。	保育認定・調整課入園担当にお問合せください。
災害により、住宅又は家財に損害を受けたとき	保育料額が約5%低くなります。	

《再計算によって減額となる場合》

再計算後、減額に該当しない場合もあります。

条件	必要書類
主たる稼働者が失業(本人都合による退職は適用外)したとき (適用期間は3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料等減額・免除申込書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・退職所得の源泉徴収票の写し ※雇用保険の受給ができない方は、入園担当までご相談ください。

※令和2年度税制改正において、婚姻歴や性別に関わらず「ひとり親控除」が新たに適用されることになったため、これまで区で実施していた「寡婦(夫)控除のみなし適用」は、令和3年9月分保育料から無くなりました。

《免除となる場合》

条件	必要書類
里親	・保育料等減額・免除申込書
生活保護法による保護を受けたとき	

《適用期間》

減額・免除は、原則として申込日の翌月から適用します。

□その月の1日の申請は、その月から適用します。

□1日が土、日曜、祝日の場合、翌開庁日に受け付けた申請は、その月から適用します。

□ただし9月は9月29日(金)までの申請をその月から適用します。

減額・免除の適用期間は、原則として条件が終了するまでです。

裏面へ続きます

2 区立保育園給食費について ※区立保育園以外の扱いについては各施設にお問合せください。

《免除となる場合》

条件	必要書類
里親	・ 保育料等減額・免除申込書
児童が長期入院等のため月の初日からその月又はその月の翌月の末日まで継続して休園したとき（ <u>1日でも登園した日がある月は適用外</u> ） （適用期間は2か月、一年度につき1回）	保育認定・調整課入園担当にお問合せください。

《適用期間》

免除は、原則として申込日の翌月から適用します。長期入院等による場合は、休園する月の前月末日までに申請が必要となります。

減額・免除の適用期間は、原則として条件が終了するまでです。

3 申込方法

必要書類を、保育認定・調整課入園担当に郵送してください。

申込書は保育課、区内認可保育園等の各保育施設、各総合支所子ども家庭支援課にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

必要書類は条件により異なりますので、保育認定・調整課入園担当に事前にお問合せください。

世田谷区のホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

🔍 5744

検索

目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育園の申込み等について>入園のご案内>保育料及び給食費について

4 その他

複数の条件に当てはまる場合は、もっとも有利な条件ひとつについて減額をします。

減額・免除は、その条件が発生していても、申込みがなければ適用できません。お早めに保育認定・調整課入園担当にお問合せください。

【お問合せ・提出先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-1-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 入園担当

TEL 03-5432-1200（入園担当専用） FAX 03-5432-1506